

## 外国人材等活躍支援事業補助金交付要領

### (通 則)

第1条 外国人材等活躍支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県健康福祉部所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）およびこの交付要領で定めるところによる。

### (目 的)

第2条 障がい福祉事業所における外国人や県外からの移住者の職員に向けた住居確保を支援することで、外部からの入職を促進し、人手不足の解消を図る。

### (用語の定義)

第3条 この交付要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 外国人材

障がい福祉事業所において働く外国人材で、「留学」「技能実習」または「特定技能」の在留資格のいずれかを持つ者をいう。

#### (2) 移住者

障がい福祉事業所において働く人材で、概ね10年を超える県外居住歴を有し、採用された日から起算して過去1年以内に、福井県外から転入してきた者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する福井県内の事業所とする。

#### (1) 次の各号のいずれかに該当する事業所であること

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条に規定する障害福祉サービスを提供する事業所

イ 児童福祉法第六条の二の二に規定する障害児通所支援を行う事業所

ウ その他、知事が同等のサービスを提供すると認める事業所

#### (2) 今後も外国人材や移住者の採用に取り組む計画を有すること

#### (3) 県税および国税に滞納がないこと

(4) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

#### （補助対象経費）

第5条 対象となる経費は、交付決定の日が属する年度に採用した外国人および移住者または、当該年度中に採用を予定する外国人および移住者の住居確保の取組にかかる費用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住居の借上等、住居を確保するために事業所が直接実施する取組
- (2) 家賃補助等、住居を確認するために事業所が従業員を支援する取組

2 国および地方自治体ならびにこれらに準ずる団体等から補助対象経費を同じくする他補助金の交付が行われている、または交付が見込まれる場合は、その経費を補助対象経費から除くものとする。

#### （補助対象期間）

第6条 補助対象期間は令和6年6月10日から令和7年3月31日とする。

#### （補助金額）

第7条 補助金の交付額は、事業に要する経費の1/2以内とする。ただし、補助上限額は150千円/事業所とする。

2 法人ごとの補助上限額は450千円/法人とする。

#### （交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請事業所の概要が分かる書類
- (2) 交付申請別添様式（別紙1）
- (3) 県税の納税状況の確認に関する同意書（様式第2号）

- (4) 地方消費税の納税証明書
- (5) 対象とする外国人材の在留資格を確認できる書類
- (6) 対象とする移住者の履歴書の写し
- (7) その他必要に応じて補足する説明資料

(交付決定)

第9条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付規則第5条および交付規則第6条の規定に基づき予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交付規則第7条の規定に基づき対象事業所に通知する。

(内容変更の承認)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業経費の総額20パーセント以内の金額の変更
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容を変更する場合

(事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または、交付決定の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告別添様式（別紙2）
- (2) 支出の内容がわかる領収書等
- (3) その他必要に応じて補足する説明資料

(是正命令等)

第13条 知事は、前条の規定に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、第12条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定して補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の交付日から知事が定める納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第18条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 補助事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

附 則 この要領は、令和6年6月10日から施行する。